

○職員の数に関する条例

制 定 昭 34. 6.22 条例 6

(定 義)

第 1 条 この条例において「職員」とは、この組合の常勤の職員で（非常勤の者及び臨時に雇用される者を除く）第 2 条に掲げる一般職に属する者をいう。

(職員の数)

第 2 条 職員の数は、次のとおりとする。

.管理者の補助機関である職員 13 人

(職員の数の配分)

第 3 条 前条に掲げる職員の数の事務局内の配分は、管理者においてこれを定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、組合設立の日（昭和 33 年 12 月 1 日）に遡ってこれを適用する。